



茨城県報

第 381 号

令和 5 年 (2023 年) 2 月 9 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 鳥獣捕獲等事業の変更認可 (環境政策課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (8 件) (障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (2 件) (障害福祉課) 5
- 青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) 5
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5 件) (中小企業課) 7
- 家畜等の移動等の禁止について (畜産課) 11
- 疑似患畜の発生について (畜産課) 11
- 家畜等の移動等の禁止について (畜産課) 13
- 疑似患畜の発生について (畜産課) 13
- 家畜等の移動等の禁止について (畜産課) 15
- 木材業者等の登録 (林政課) 15

公 告

- 茨城県土地利用基本計画の変更 (地域振興課) 15
- 都市計画事業の施行者の名称等 (4 件) (道路建設課) 16
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 18
- 入札公告 (管財課) 18
- 入札公告 (情報システム課) 24
- 入札公告 (生活衛生課) 29
- 入札公告 (2 件) (営業企画課) 35
- 入札公告 (会計管理課) 43
- 入札公告 (2 件) (医療大学) 47

(教 育 委 員 会)

- 入札公告 56

(警 察 本 部)

- 入札公告 64

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 (5 件)69

告 示**茨城県告示第120号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦

【認定鳥獣捕獲等事業者】

(1)名称 一般社団法人茨城県猟友会

(2)住所 茨城県笠間市石寺680番地

(3)代表者の氏名 村上 典男

変更事項：事業管理責任者

(変更前) 棚谷 稔

(変更後) 高村 次雄

茨城県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811500297	ウィズ	茨城県北茨城市磯原町磯原158-2	株式会社Ris m	東京都千代田区飯田橋四丁目7-4 飯田橋グランプラス2F	令和5年 2月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811800309	麗翠堂デイサービス 岩井	茨城県坂東市矢作292番地	有限会社ワイオハ	千葉県野田市宮崎123番地の16	令和5年 2月1日	共生型生活介護

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

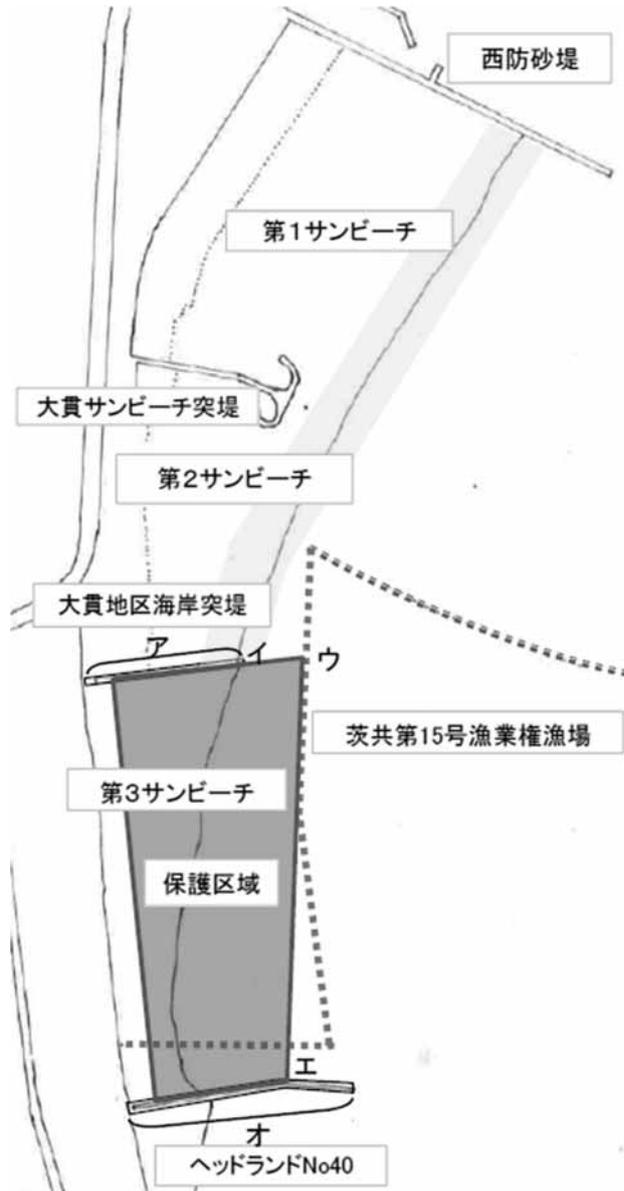
保 護 区 域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によつ て囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099 メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度 46分49秒（真方位）に引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識
鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によつ て囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤（平井） イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸

- 2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

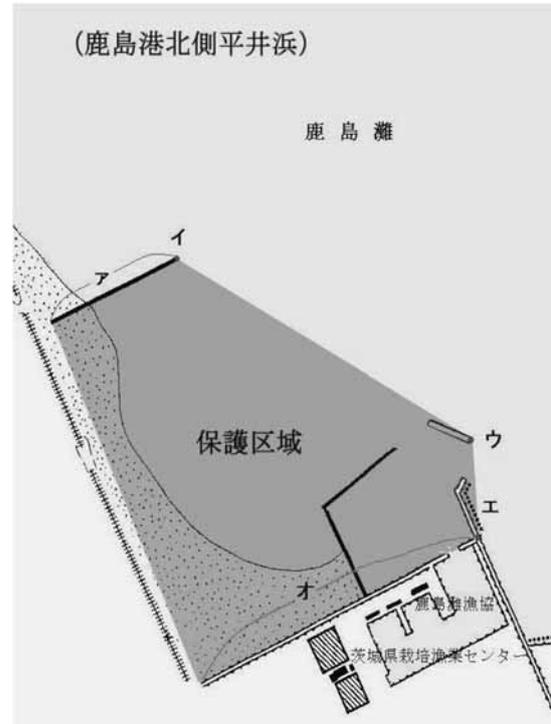
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域図

大洗サンビーチ



鹿島港北側平井浜



保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 5 年 2 月 9 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第 3 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第 4 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(電話番号)

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由